

芦屋市指定文化財

小阪家住宅発掘調査報告書

2018年2月

芦屋市教育委員会

芦屋市指定文化財

小阪家住宅発掘調査報告書

2018年2月

芦屋市教育委員会



芦屋市指定文化財 小阪家住宅（北東から）



調査区全景（東から）



調査区西半（東から）



東西確認トレンチ南壁土層断面（北から）

例 言

1. 本書は、平成8年度国庫補助事業として実施した阪神・淡路大震災における埋蔵文化財緊急発掘調査（震災復興調査）の一つである、芦屋市指定文化財小阪家住宅の発掘調査報告書である。
2. 調査地は、兵庫県芦屋市三条町165番地に所在する。
3. 発掘調査及び整理作業は、芦屋市教育委員会が主体となり実施した。調査体制については、第1章第2節に記している。
4. 発掘調査は、平成8年（1996）8月5日から10月21日まで実施した。
5. 発掘調査は、平成8年度において、芦屋市教育委員会文化財課係長（学芸員）森岡秀人及び同課嘱託（学芸員）木南アツ子が担当した。
6. 整理作業は、平成8年度以降に実施した。
7. 本書の作成は、平成29年度において、芦屋市教育委員会生涯学習課学芸員森山由香里が担当した。
8. 本書の執筆は、実績報告書及び記録類をもとに森山が担当した。
9. 本書の編集は、森山が担当した。
10. 本報告書に関わる遺物、写真・実測図等の調査記録は、芦屋市教育委員会において保管・活用する。
11. 方位については、真北を用いた。標高については、東京湾平均海水準（T.P.）で表示している。
12. 本書第2章及び第3章の執筆においては、神戸大学大学院工学研究科中江研准教授（本市文化財保護審議会委員）にご助言・ご教示を賜った。

目 次

巻頭図版 1・2

第1章 はじめに	
第1節 発掘調査に至る経緯	1
第2節 調査体制	1
第3節 発掘調査の経過	2
第2章 位置と環境	
第1節 調査地の位置と環境	3
第2節 三条村と小畝家住宅について	5
第3章 発掘調査の概要	
第1節 発掘調査の方法	12
第2節 基本土層	12
第3節 遺 構	14
第4節 遺 物	21
第4章 まとめ	25
引用・参考文献	26
写真図版 1～10	
報告書抄録	

第1章 はじめに

第1節 発掘調査に至る経緯

兵庫県芦屋市三条町165番地には、江戸時代に尼崎藩領下の三条村において庄屋を担った旧家・小阪家の住宅があった。芦屋市は、平成5年(1993)に都市景観形成推進事業(都市計画部みどり景観課)の一環として歴史的建造物調査を実施し、小阪家住宅も重要建築景観点のひとつとして神戸大学工学部建築史研究室による調査が行われた。その結果、構造の特色が判明し、18世紀後半～19世紀初頭の建築年代が推定された。このことから、当住宅は阪神地方における古民家の建築様式を現在に伝えるものとして、平成6年(1994)3月23日に芦屋市指定文化財となった。しかし、平成7年(1995)1月17日に発生した阪神・淡路大震災により被災し、同住宅は全壊の判定を受け、解体せざるを得なくなった。そのため、本市教育委員会は、将来、移築復原することを前提に、市指定文化財歴史的建造物(小阪家住宅)保存事業を実施することにした。

同事業では、本住宅解体に伴う建築構造の調査を神戸大学工学部建築史研究室に委託し、平成8年(1996)5月から7月まで実施した(図版1)。建物の解体後、本市教育委員会が、礎石等、本住宅に伴う遺構の発掘調査を実施した。

第2節 調査体制

発掘調査及び報告書作成は、芦屋市教育委員会が主体となり、以下の体制で実施した。

(1) 発掘調査(平成8年度)

芦屋市教育委員会	教 育 長	三浦 清
社会教育部	部 長	久内 奎吾
文化財課	課 長	山本 英明
	主 査	森岡 秀人(学芸員)
	嘱 託	木南 アツ子(学芸員)
	調査補助員	梅本 素子・奥谷 由香・柏木 明子・古瀬 由賀子・笹山 美津子・中西 邦子

(2) 報告書作成(平成29年度)

芦屋市教育委員会	教 育 長	福岡 憲助
社会教育部	部 長	川原 智夏
生涯学習課	課 長	茶嶋 奈美
文化財係	係 長	竹村 忠洋(学芸員)
	学 芸 員	森山 由香里
	嘱 託	白谷 朋世(学芸員)
	整理補助員	奥野 弘美・小林 久美代・丸山 利広

第3節 発掘調査の経過

本市教育委員会は、建物の解体が終了し、現地に礎石をはじめとする基礎部分が残された状態から発掘調査を実施した。平成8年（1996）8月5日から発掘調査に着手し、8月15日まで周辺構造物を含めた礎石等の現況の平板測量を実施した。翌16日に発掘区を設定し、人力掘削を開始した。8月23日には地震に伴う噴砂を検出し、9月3日に通産省工業技術院地質研究所の寒川旭氏が現地で噴砂を鑑定し、宝永南海大地震の痕跡であると推定された（第3図）。その後、9月16日に発掘調査現地見学会を実施し、10月21日に発掘調査を終了した（第4図）。その後、神戸大学工学部建築史研究室が礎石等を移動し、23日からは芦屋廃寺遺跡第45地点として調査を引き継ぎ、下層遺構を対象とした発掘調査を実施した〔芦屋市教委2014〕。



第1図 調査風景（1）



第2図 調査風景（2）



第3図 寒川旭氏による地震痕跡（噴砂）の鑑定



第4図 発掘調査現地見学会

第2章 位置と環境

第1節 調査地の位置と環境

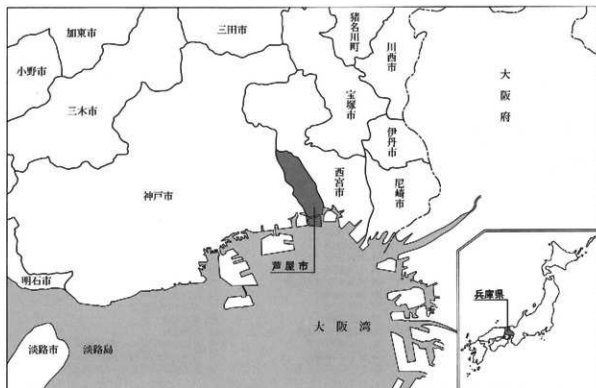
(1) 地理的環境

小阪家住宅が所在する芦屋市は、兵庫県南東部、阪神間に位置している（第5図）。市域の形状は東西約2.5km、南北約8.3kmと南北に細長く、面積は18.57㎢を測る。六甲山地南側に位置し、六甲山地と大阪湾に挟まれた東西に細長い平野部を中心に、市街地が展開している。同平野は、神戸平野とも呼称され、狭隘であるために古くから東西交通の要衝となっている。市域の地形は、北半部に横たわる六甲山地と大阪湾に挟まれた北高南低の変化に富む地形となっており、山地・丘陵・台地・段丘・沖積扇状地・沖積低地・砂州・浜堤・砂浜が形成されている〔辻2002・2003, 辻ほか2003〕。市内を流下する主要河川は、芦屋川と宮川であり、それぞれ西と東を潤している。

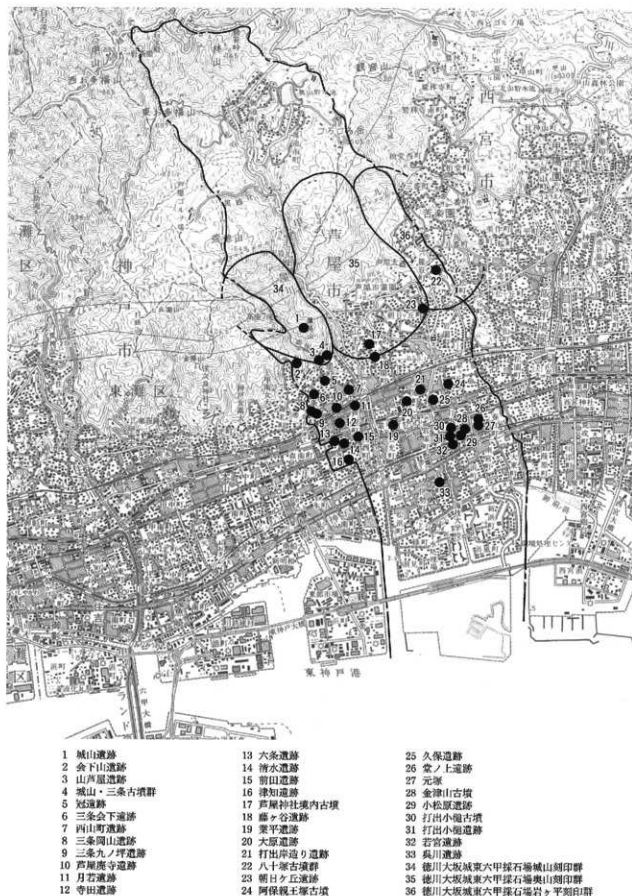
小阪家住宅は、市域の西部、三条町165番地に所在し、表六甲の山塊が背後に迫る扇状地上の小支谷状地形に立地する（第7図）。この小さな谷状地形には、東川と呼ばれる近世用水路の幹線ルートが走っており、当住宅はこの用水路の要所となる場所に位置する（第8図）。また、用水路を挟んだ対岸には三条村の氏神社にあたる三条八幡神社が立地する。当住宅の標高は約27mを測る。

(2) 歴史的環境

今回の調査地の周囲には、芦屋廃寺遺跡・月若遺跡・寺田遺跡・三条九ノ坪遺跡など、縄文時代から



第5図 兵庫県と芦屋市の位置



第6図 芦屋市内主要遺跡分布図 1/50000

中世にわたる遺跡が存在し、市内では最も遺跡の密集する地域である（第6図）。本住宅は、芦屋廃寺遺跡の範囲内にあたる。芦屋廃寺遺跡は、洪積台地と、約400m東を流下する芦屋川、西方を流下する東川（現在、地下埋設水路）によって形成された扇状地上に立地する。遺跡の範囲は、東西約200m、南北約250mを測り、縄文時代から中世にわたる複合遺跡である。

遺跡名の由来となっている古代寺院の芦屋廃寺跡は、阪急芦屋川駅から300mほど西南西の場所に、中心伽藍があったと推定されており、創建期は飛鳥・白鳳文化期であることが発掘調査によって明らかになっている。特に、平成11年（1999）に調査した第62地点では、基壇の一部と推定される遺構を検出している。また、平成13年（2001）に調査した第75地点では、「寺」字のスタンプが施された鉄鉢形須恵器が8点出土している〔芦屋市教委2008〕。

第2節 三条村と小阪家住宅について

（1）三条村について

芦屋市域には、戦国時代末頃には芦屋・打出・三条・津知の4ヶ村が成立し、この内、芦屋村・打出村を芦屋庄と称し、三条村・津知村は現神戸市東灘区にあった深江村などと共に本庄9ヶ村と称していた。天正10年（1582）には市域は羽柴秀吉の直轄地となったが、豊臣氏の滅亡後、芦屋は譜代藩領となり、元和3年（1617）には尼崎藩主となった戸田氏鉄に与えられた。その後、明和6年（1769）の上知令によって江戸幕府は灘の海岸部を幕府領として公収し、以降芦屋村と打出村は幕府領となった。そのような中、小阪家住宅は尼崎藩として残った三条村に所在していた。三条村は山地や川筋の多い立地要件に災いされて耕地が乏しく、新田開発もあまり行われなかった。村の居住者は、寛文9年（1669）頃の「青



第7図 市指定文化財 小阪家住宅位置図 1/5000

山大膳亮様領地調」によると家数32軒、人口169名、貞享4年(1687)頃の「尼崎村調書」では家数34軒、人口211名を数え、小規模であった。

元禄3年(1690)の三条村絵図(小阪作兵衛文書)(第9図)では、屋敷持百姓の数37軒がみえ、文化2年(1805)に45軒197名、文政2年(1819)には43軒190名という数字が記録されている。明治5年(1872)の戸籍調べでは35軒155名であり、江戸時代から明治時代に至るまで人口はほとんど変化していないことがわかる。

(2) 小阪家について

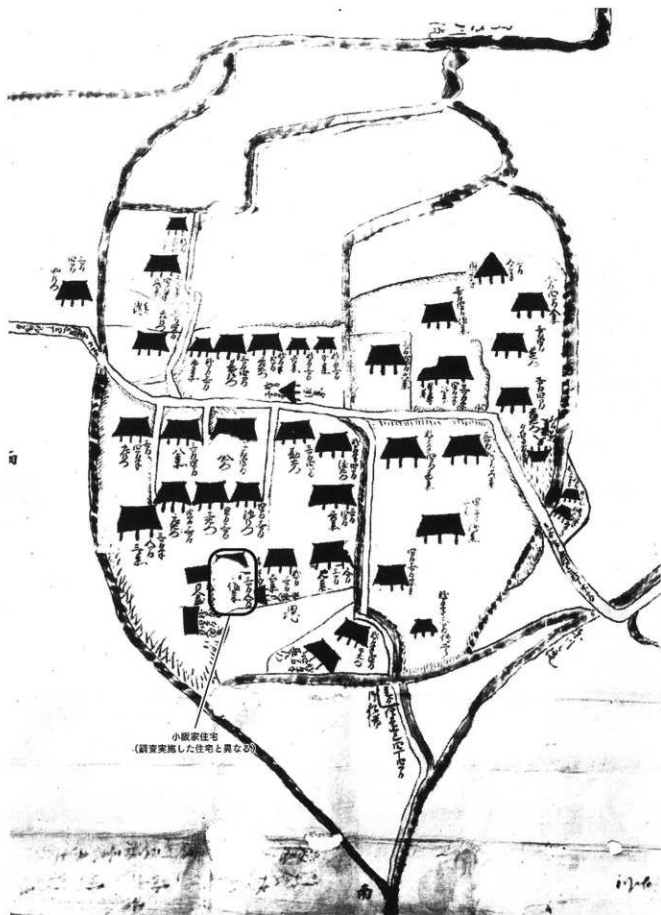
小阪家は、正徳2年(1712)段階と文化元年(1804)～文政5年(1822)段階に同村の庄屋を担った旧家である。芦屋市指定文化財である旧三条村共有文書一括(平成2年3月22日指定)や四季耕作図屏風 六曲一双(平成3年12月6日指定)など、当時の三条村の様子に関わる多数の歴史資料や、江戸時代の茅葺き民家を大切に伝えてきたことでもよく知られた存在である。

小阪家の歴史を辿る資料として、座敷の仏壇内に伝えられてきた過去帳が挙げられる。この資料に見る最も古い記載年代は元文5年(1760)没の久兵衛で、その次が天明7年(1787)没の佐屋である。佐屋に関する記述には、「釈尼清信 天明七(丁未/三月) 当家開基 俗名佐屋」と記されており、ここから佐屋が小阪家の基礎を築いた女性であったことがわかる。

また、先述した三条村絵図(第9図)には、すでに小阪家住宅が描かれており、ここには、「三間五間/作兵衛」と記載されている。作兵衛は小阪家の当主が代々襲名してきた名前であることから、小阪家が当初この周辺に屋敷を構えたことは確実である。しかし、絵図の小阪家の位置が現在よりも北に位置すること、絵図に記された規模が現在の規模と異なること、「当家開基」とされる佐屋の没年が天明7年(1787)であることから、今回調査を実施した住宅は元禄当時のものとは異なると考えられる。



第8図 明治18年(1885)測量図((清水1995)に加筆) 1/10000(※「中條村」は「三条村」の誤植)



第9図 元禄3年(1690) 三条村絵図(小販作兵衛文書)

(3) 建築構造の概要について

小阪家住宅は、阪神地方における古民家の建築様式を今に伝える価値が評価され、平成6年3月22日に芦屋市指定文化財となった。ここでは、同住宅の上屋構造について、市指定文化財の指定にあたり平成5年度に神戸大学工学部建築史研究室が実施した調査報告に従い、その概要について記述する。

①構造（第11・12図）

木造平屋建てで、建築床面積は158㎡である。

上屋 桁行6間半、梁間3間半で、柱頭を梁で繋ぎ、その上に桁を渡す仕組みである。屋根は、入母屋造の茅葺き、桷首組構造である。桷首は梁上に4組置き、交点に棟木を置いて、棟木から桁に垂木をかけ、垂木上に小舞を組んで茅を葺いていた。解体時は、屋根は鉄板で覆われていた。

下屋 正面側では座敷部分に付き、幅は半間である。上屋の上手の下屋は幅1間。背面側も幅1間でさらに板の間の奥ではもう1間余分に張り出す。下手では幅半間である。屋根は本瓦葺きである（第10図）。

②間取り（第13図）

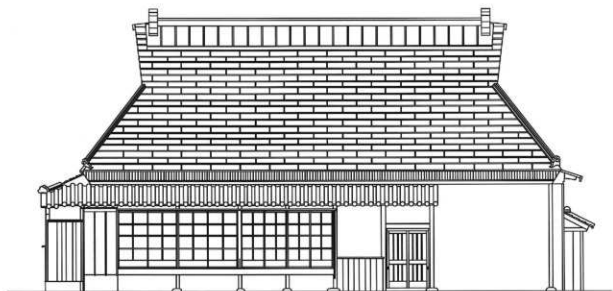
南を正面とする平入りである。摂津・丹波型民家分布地帯は妻入りを主体としているが、表六甲地域は播磨地方と同じ平入り地帯である。入り口からみて、左手（西側）に座敷、右手（東側）に土間を設ける左ずまいである。座敷部分は部屋の境が1本の柱を中心にして十字に交わらないくい違い四間取り型式で、正面側2室は上手がザシキ（八畳）、下手がオモテノマ（六畳）、背面側2室は上手がヘヤ（八畳）、下手がオイエ（六畳）と呼ばれていた。くい違いは18世紀末頃から多くなると考えられる。また、オイエの土間側には板張り部分（イタノマ）を設け、奥（北側）は物置になっていた。入り口すぐ右手にはトモベヤと呼ばれる独立部屋が作られており、改造の手が加わっていた。土間は東西大黒柱筋で南北に2分されており、南半の土間はモルタル貼りの後補がなされていた。この土間からは上がり框を経てオモテノマに上がる。また、座敷の南側と西側は縁側になっていた。

小阪家住宅の最も新しい改造は昭和時代後期で、土間の南東隅にある応接間と土間奥の板張りの台所が整備された。浴室はトモベヤの北側にあった。なお、ヘヤとザシキの境は、もともと壁があったと推定されている。また、ヘヤはオイエに対してのみ開口する閉鎖的な空間であったようである。

このように、神戸大学工学部建築史研究室の建築構造の調査により、本住宅は主要構造部に目立った改造の形跡がないこと、間仕切り部分に大きな改造が認められること、六甲南麓地域で現存最古の茅葺き民家と考えられることなどが判明し、歴史的に重要な建物であると評価された。



第10図 小阪家住宅の下屋に葺かれていた瓦

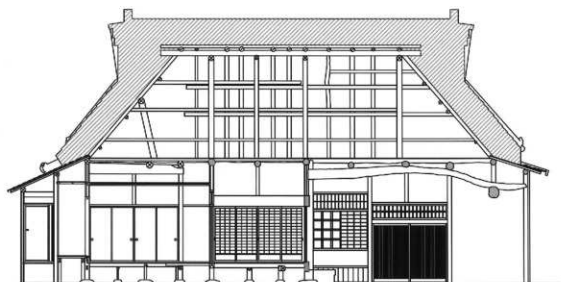


南側

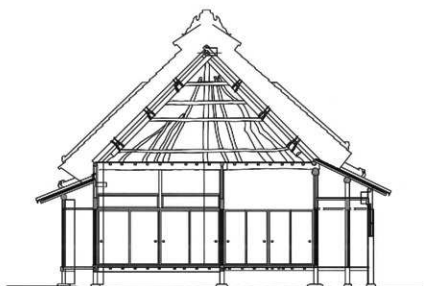


東側

第11図 市指定文化財小阪家住宅南側・東側立面図（神戸大学工学部建築史研究室作成） 1/120

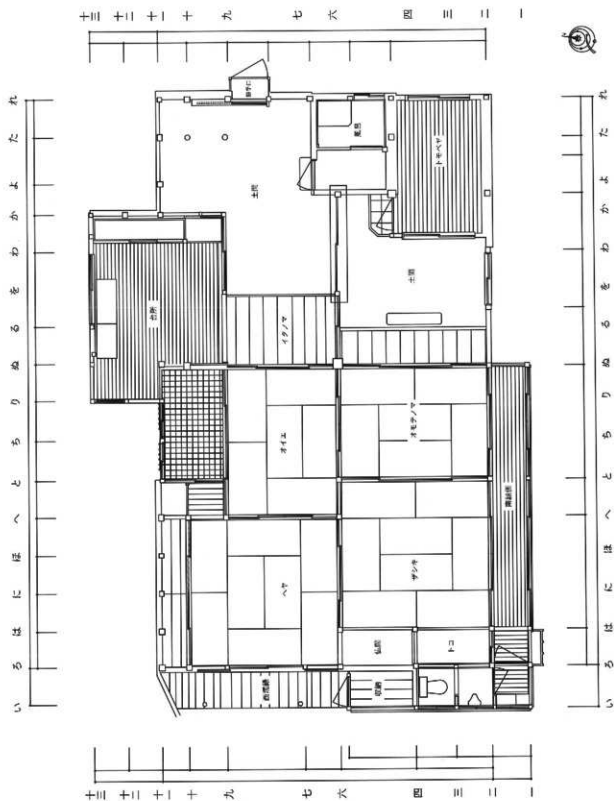


桁 行



梁 行

第 12 図 市指定文化財小阪家住宅桁行・梁行断面図（神戸大学工学部建築史研究室作成） 1/120



第13図 市指定文化財小販家住宅平面図（神戸大学工学部建築史研究室作成） 1/100

第3章 発掘調査の概要

第1節 発掘調査の方法

先述したとおり、発掘調査は解体調査が終了し、建物の部材が搬出され、現地に礎石をはじめとする基礎が残された状態から実施した（巻頭図版1，図版2）。

調査の手順として、まず、解体後の現状を記録するために、縮尺50分の1で平板測量を実施し、道路や側溝・石垣などの周辺構造物も併せて図化した。次に東西方向と南北方向の基準線を設け、4m間隔で方眼を組み、発掘区を設定した（第14図）。基準線は東西ラインに北から1，2，3・・・，南北ラインに西からA，B，C・・・と名称を付し、その交点を基準点としてA1，B3のように東西と南北ラインの名称の組み合わせによって基準点の名称とした。発掘区名は、各発掘区の北西隅の基準点に則ってB2区，C3区などと呼称することにした。次に、礎石などの平面・立面を縮尺20分の1で実測した。次に、東西・南北ラインに沿って各40cm幅の確認トレンチを掘削した。このトレンチの土層断面を縮尺20分の1で作成し、基本土層として把握した（第15図）。その後、礎石を島状に残して土層ごとに人力掘削し、検出した遺構の平面・立面・断面図を縮尺10分の1または20分の1で実測した。

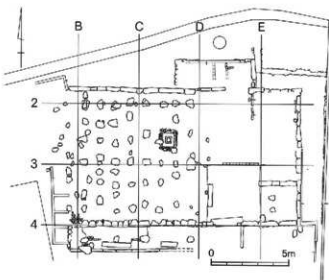
写真は、35mm白黒ネガ，カラーポジの2種類のフィルムを使用した。

なお、今回の小販家住宅の解体に伴う発掘調査の後、引き続き芦屋廃寺遺跡第45地点として発掘調査を実施し、下層の遺構を記録保存した〔芦屋市教委2014〕。

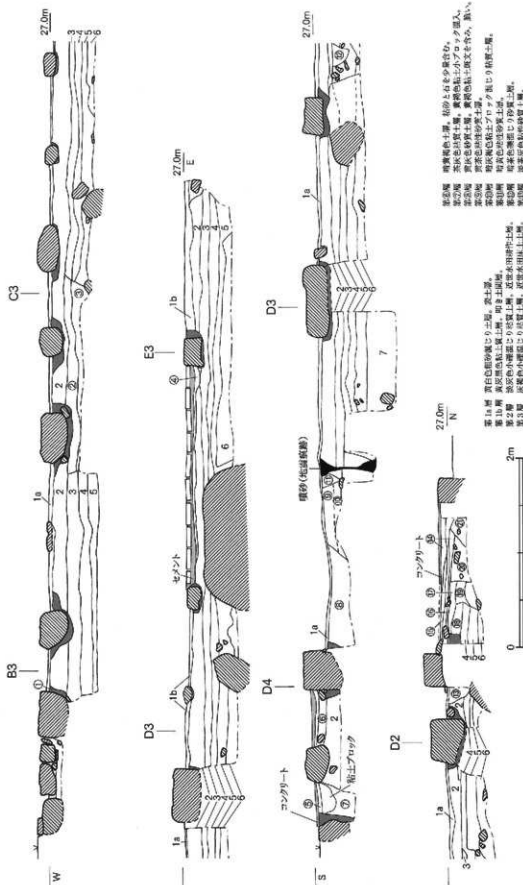
第2節 基本土層

確認トレンチで把握した基本土層は、次のとおりである（第15図，巻頭図版2）。

第1a層 表土層（黄白色粗砂混じり土層）。本住宅は、大黒柱礎石を通る南北ラインを境に、西半の座敷と東半の土間に大きく分かれる。第1a層は、西側の座敷床下に厚さ3cm程度で薄く堆積している。砂と小礫を顕著に含み、縁側や地覆石付近でやや厚くなる部分がある。このことから、本住宅の建築後、地覆石の間隙から、長期間にわたり浸水や土砂流入の繰り返しにより座敷床下に堆積した自然層であると推測する。十円銅貨やビー玉などの20世紀後半の遺物を包含する。



第14図 調査地区割り図 1/250



第15図 確認トレンチ土層断面図 1/40

第1b層 叩き土間層（黄灰黒色粘土質土層）。厚さ3～5cm程度で、焼土および炭化物・建築部材が混ざる。叩き締めが行われている人為的な土層で、踏み締めまりも顕著である。当住宅の土間面にあたる大黒柱礎石を通る南北ラインよりも東側で検出した。

第2層 淡灰色小礫混じり粘質土層（建築基礎層）。近世の水田耕作土層。厚さは18cm前後である。廃田後に堅く締まった水田耕作土の上面を建築の基礎面として利用したものと考えられる。C2区周辺では、東西方向の唐草痕を検出している（図版6）。18世紀代の遺物を包含する（第25図、図版9）。

第3層 灰褐色小礫混じり粘質土層。近世の水田床土層。厚さ6cm前後。第2層より細礫が多く、赤みを帯びる。

第4層 黄褐色粘質土層。厚さ5cm前後。堅く締まっている。瓦質土器など14世紀頃の遺物を包含しており、中世の整地層と考えられる。

第5層 黄褐色礫混じり粘性砂質土層。マンガン・鉄分含浸層。厚さ5～10cmである。

第6層 淡灰茶色粘質土層。上部のみを確認した。最大で径170cm程度の巨礫を包含しており、土石流堆積物と考えられる。鎌倉時代の瓦器片などが出土することから、この頃に起きた土石流の堆積物と考えられる。

第3節 遺構

（1）現状

小阪家住宅の建物の解体後、当該地には、建物の基礎である地覆石や礎石などが原位置をとどめて残っていた（第16～18図、巻頭図版1・2、図版2・3）。基礎の平面は東西に長く、規模は東西15.25m、南北9.1mである。基礎面はおおよそ平坦で、標高27.0mの等高線が、調査地の北東から西にかけて走る。

（2）小阪家住宅に伴う遺構

①地覆石

地覆石は、本住宅の基礎にあたる遺構で、建物の形状に沿って矩形に巡らされている（第16～19図、巻頭図版1・2、図版2～5）。これらの石材は、第2層を掘削して設けた溝に設置され、掘り上げた土で埋め戻されたものと考えられる。石材はいずれも花崗岩で、一部に矢穴痕や、平仮名と漢数字を組み合わせた番付の墨書が見られる（図版5）。以下、地覆石について列ごとに特徴を示す。

北列 2段積みになっており、下段には平坦面を正面に向けた40～50cm程度の三角形の隅知石、上段には、粗く調整された、長辺が75～150cm程度の方柱状の石材が用いられている。なお、台所拡張部にあたるD2杭からE2杭の間については、地覆石が見られない。

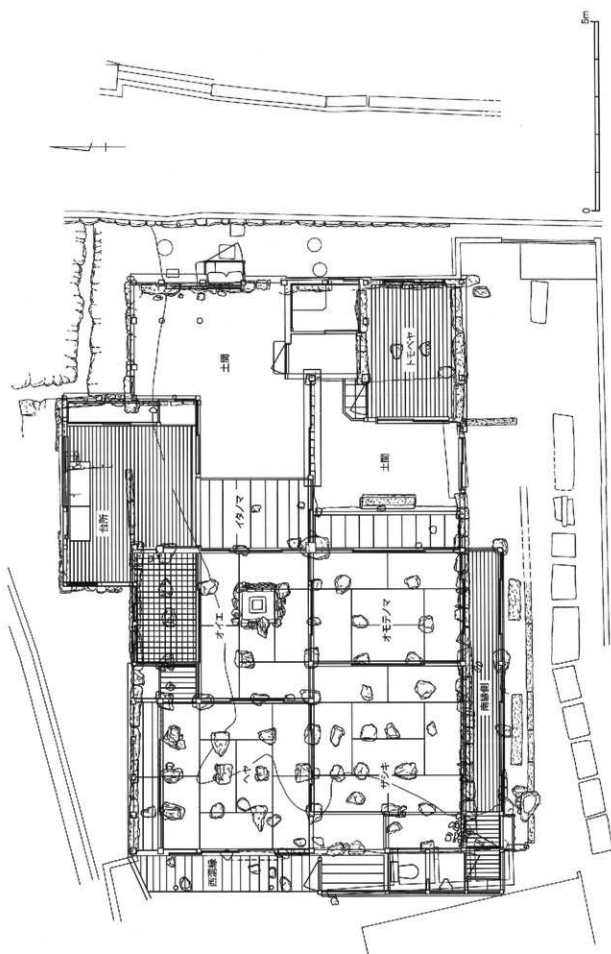
南列 1段積みである。玄関床のモルタルを境に、東側には長辺が130cm程度の方柱状の石材、西側には40～80cm程度の割石が用いられる。

東列 1段積みである。40～110cm程度の割石が用いられる。

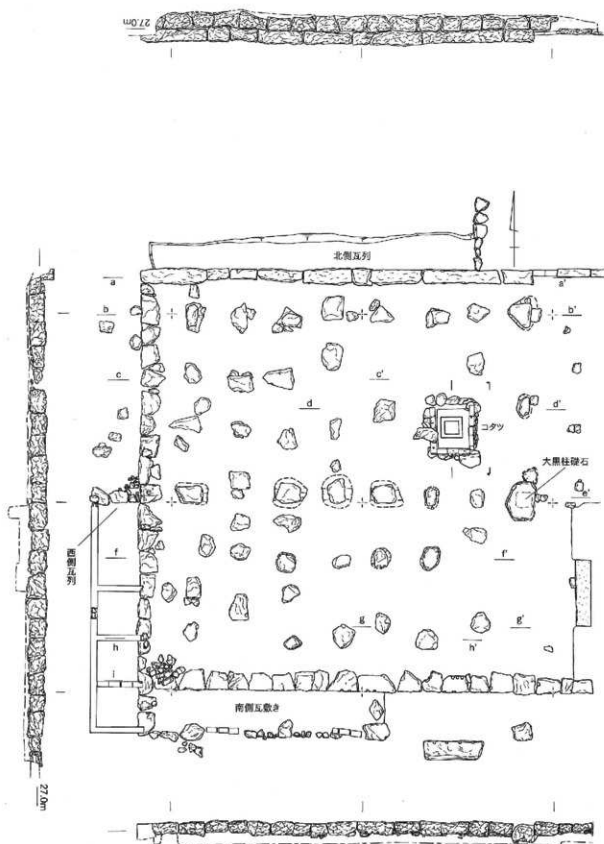
西列 1段積みである。長辺が30～70cm程度の方柱状の石材が用いられる。

②礎石

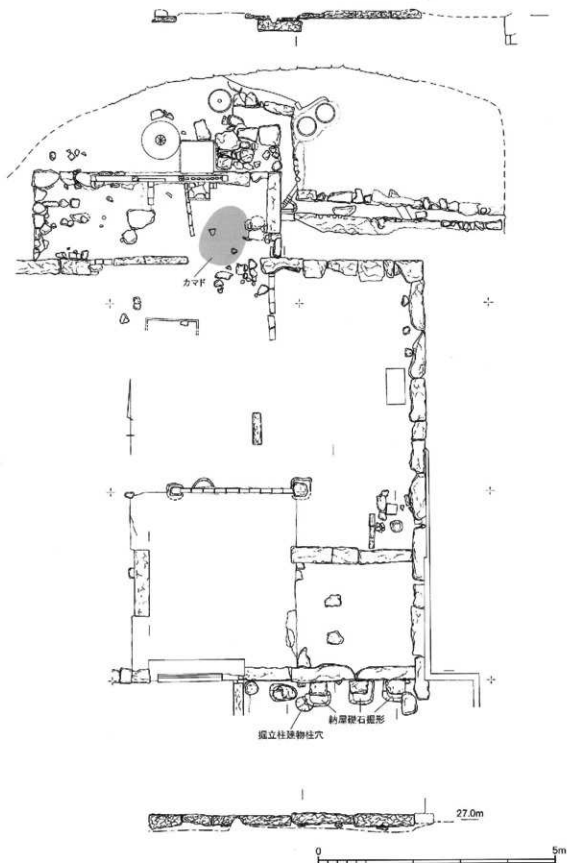
本住宅の礎石には、主として、大きさ40～80cm程度の花崗岩の自然石が用いられている（第16～19図、



第 16 図 調査区現況図 1/100



第17図 地覆石・礎石平面図・立面図（西半） 1/80



第18図 地覆石・礎石平面図・立面図（東半） 1/80

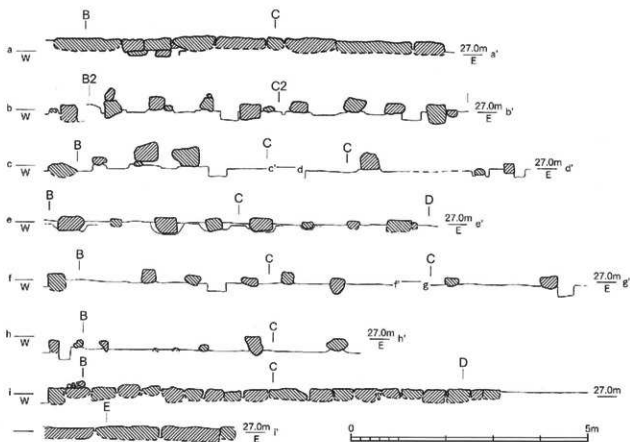
巻頭図版1・2、図版2～5)。一部には前記の地覆石と同様に矢穴痕や番付の墨書が見られる。以下、特徴のある礎石について、部屋(第13図)ごとに記述する。

ヘヤ 重ね礎石が2ヶ所に認められるのが特徴で、背の高い礎石が3石存在する。据え付け位置も高く、いずれも掘形を伴わない。他所の礎石とは異なり、根太を直接支えた東石の機能を持つ礎石と考えられる。

オイエ 他所と比較して配置が乱れており、礎石が移動した痕跡が顕著に見られる。うち3石は、後述するコタツに取り込まれた状態で検出されており、コタツを設置する際に動かされた可能性がある。

イタノマ 小さな東柱礎石が数石見られる。据付位置の高低差から、礎石を2種類に分類できることが特徴で、これらはイタノマが改修により2時期ある可能性を示唆している。据付位置の低い礎石列が先行するものと考えられる。

トモベヤ トモベヤ北側の基礎には、地覆石と同様の石材が3石、東西方向で用いられている(図版5)。床下には35cm程の小礎石が2ヶ所置かれている。これらは、表土を掘り込み据え付けられており、かつ根固めにはレンガ片を用い、モルタルにより固定されている。表土はモルタル根固めの下部にまで潜り込んでいることから、これらの礎石が新しい時期に設置されたことは明らかである。解体調査時のトモベヤは、東西方向に長い長方形を呈していたが、聞き取り調査から、もとは正方形を呈する部屋であり、昭和40年頃に長方形へと改築が行われたとの情報を得ている。これらの礎石は、この改築に伴うものと推定できる。また、トモベヤ西半では人頭大の石10個を用いた南北方向の小石列を検出した。これらは第2層上に並べられていたため、改築前のトモベヤの西側を限るものであった可能性がある。なお、トモベヤは近年、脱衣所として利用されていたということである。



第19図 地覆石・礎石断面図 1/80

③コタツ

オイエの中央に設置された掘りゴタツである（第20図，図版6）。規模は南北151cm，東西144cm，高さ55cmを測り，中心部に南北45cm，東西46cm，高さ27cmのコタツ石を配置する。コタツ石の周囲はモルタルで固められており，周囲に矩形に巡る石積基礎との間が裏込土で埋められている。石積基礎には，オイエ下の礎石が3石転用されており，この転用礎石の間を磔で埋め，上部にレンガを設置している。聞き取り調査によると，コタツは昭和時代に設置されたものである。

④土間

大黒柱礎石を通る東西ラインを境に南北に二分されており，土間の境の基礎にはレンガが直列に置かれていた（第16～18図，巻頭図版1，図版2）。南側は，昭和時代後期に厚さ数cmのモルタル貼り床に改修されており，その直下から土間面である第1b層上面，建築基盤面である第2層上面を順に検出した。

イタノマ イタノマの床下には土間面である第1b層上面が広がるが，他の土間部分と比べ，踏み固めが弱い。四間取りの場合，改築で土間に板敷き部分を突き出すように設けることが多いが，この突出によって，炊事空間が狭隘となるため，棟を外側に出して，台所を増築するケースが多い。本住宅でも，同様の改築が行われたと考えられる。

台所 本住宅解体時の台所は，土間北端に位置し，住宅北側を増築して拡張していた。台所拡張部の南，土間の北半奥で検出した土間面は強く踏み締められており，炭化物や灰・焼土の堆積が見られた。

⑤カマド

先述した台所拡張部において，カマドの基底部を検出した（第18図，図版6）。

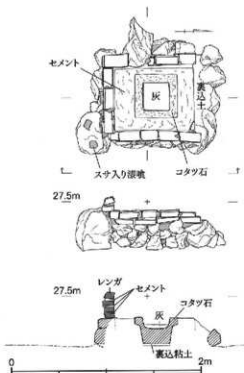
⑥土坑

土間北半の土坑 奥側の土間隅には土坑数基や小溝を検出したが，時期や機能はよく分かっていない（図版7）。

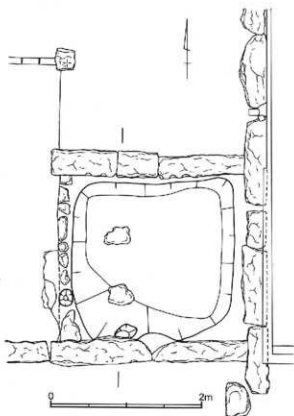
トモベヤ下層土坑 トモベヤの下層では，大きさが，一辺約200cm，深さ約30cmを測る隅丸方形プランの土坑を1基検出した（第21図，図版7）。表土層の下には，不純物が少なくもろい壁土状の貼床が厚さ5～6cmで広がり，その下には厚さ1～2cmで住宅改築時の旧表土と考えられる土層が広がっていた。当土坑には川砂が堆積していた。当土坑の位置や，生活面よりも低く造られていることから，もともとこの場所にあったウマ小屋に関連する遺構と考えられる。

⑦カマド状遺構

表の土間下では，砂を入れて廃棄されたカマド状遺構を検出した（第23図，図版7）。第2層を切って構築されており，後述する宝永南海地震の噴砂の影響を全く受けていない。灰・焼土とともに，壁体の一部が露出している。当初はカマドの可能性を考えたが，配置的には五右衛門風呂と考えることができる〔神戸市歴史的建造物調査会編1993，奈良国立文化財研究所他編1998〕。さらに，遺構の埋土には，



第20図 コタツ平面図・立面図・断面図
1/40



第21図 トモベヤ下層土坑 平面図 1/50

西側瓦列 幅27cm, 長さ160cmで遺存する。いずれも平瓦を中心に瓦を密に立て並べたものである。おそらく溝状の掘形をもつものと考えられる。瓦の組成は, 平瓦以外に丸瓦や軒丸瓦を含むもので, 瓦の製作時期は18世紀末頃までさかのぼる。また, 銅製の角釘数本を伴出した。雨落ちの溝施設と推定しているが, 現存の軒よりも内側に位置している。これは, 緑側の増築に起因するものと考えられる。

北側瓦列 幅30cm, 長さ200cmの規模で, 西側と同じ様相である。18世紀末の肥前磁器碗を伴出した。

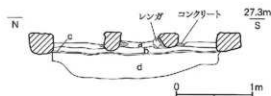
南側瓦敷き 地覆石南側の西端では, 平瓦を中心とした瓦敷きを検出した。これらは南緑側の下部に位置することから, 緑側増築前に敷かれたものであると推定する。

⑨納屋

トモベヤの南側で, 地覆石南列に接する小礎石を3石確認した(第18図, 図版7)。これらは昭和時代後期まで存在した納屋の礎石であることを聞き取っている。さらに, 小礎石の下では掘立柱の柱穴を1基検出しており, これは礎石建物の納屋に先行してあった掘立柱建物の柱穴と考えられる。

(4) 宝永南海大地震に伴う地震痕跡

B3・C3区において, 地震痕跡を検出した(第15図, 図版8)。填砂が幅1~2cm, 長さはかなり断絶ぎみながら, 3m近く続くものである。これは, 液状化現象の痕跡で, 噴砂が第2層までの土層を引き裂いていた。第2層上面において2~3条確認でき, いずれも通常みられる幅より狭く, 噴砂の成分は白色の極細砂で, その起源は砂礫分の強い第6層以下にあるものと考えられる。粒子の淘汰が進んだ細かな砂が上昇したようである。填砂は表土層である第1層を貫いてはならず, また, 小阪家住宅の



(土層洋記)

- 第a層 黄白色粗砂質じゅう土層。表土層。基本土層第1a層に対応。瓦敷、瓦礫、コンクリート断片などを含む。
 第b層 灰色粘土質土層。壁土状の比較的不純物の多い床敷粘土。乾くと硬い。
 第c層 灰褐色砂質土層。旧表土層。黄土化過程の腐蝕土層を覆じえる。
 第d層 黄白色粗砂層。土坑埋土。川砂。

第22図 トモベヤ下層土坑 断面図 1/50

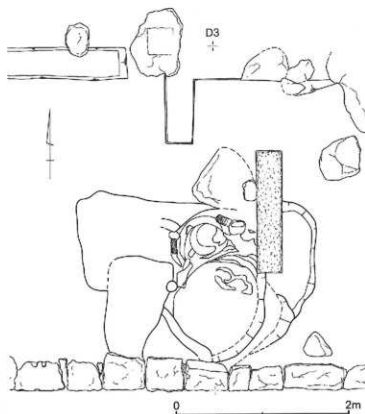
ガラスや便所壺として使用された大甕の破片が含まれていた。カマドは, カマド神として信仰の対象である事例が多く, このような民俗学的性質上から, カマドの廃棄の際に便所壺を混入させることは考えにくい。このことから, 五右衛門風呂跡であると推定する。

⑩瓦列及び瓦敷き

地覆石の外側において, 建物と平行する瓦列もしくは瓦敷きを検出した(第17・24図, 図版8)。以下, 検出箇所ごとに記述する。

礎石堀形によって切られていたため、本住宅の建築以前の時期に限定できる。一方、第2層に包含される遺物は18世紀代のもを主体としており、そのころの堆積年代が考えられることから、地震発生の時期を中世や近世初期までさかのぼらせることはできない。この地震痕跡について、発掘調査時に現地で鑑定いただいた寒川旭氏（当時、通産省工業技術院地質調査所）の所見に基づき、液状化の状態から宝永4年（1707）に起こった「宝永南海大地震」に比定した。この地震はマグニチュード8.4の巨大なもので、填砂を確認したことによって本遺跡付近でも震度5以上の揺れがあったことがわかった。

一定周期をもつといわれる南海トラフ地震は、遺跡の発掘調査において検出事例が蓄積されているが、宝永年間のものについては検出例がほとんどなく、今回、確認された地震痕跡は貴重な災害資料といえる。



第23図 カマド状遺構平面図 1/50

第4節 遺物

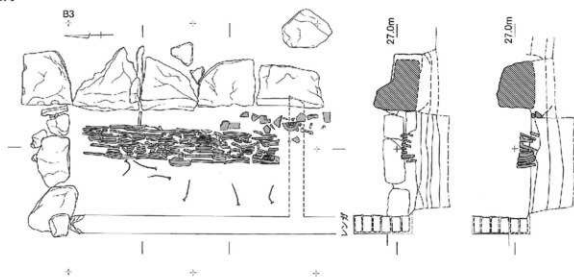
本調査では、肥前磁器（碗・皿・猪口）、京焼風碗、唐津焼小皿、瀬戸天目茶碗、丹波焼甕、摺鉢（堺系・丹波焼）、柿釉燈明皿、土師質土器（炮烙・皿）など江戸時代中期から近代の日常雑器をはじめ、中世の土師質皿、瓦器、瓦質土器、古代以前の土師器、須恵器、弥生土器が出土している（第25・26図、図版9・10）。以下、出土した遺物包含層または遺構に分けて記述する。

第1a層 1は土師質土器の燈明皿である。口縁部に受けを持ち、底部はヘラ切りされる。内面及び外面口縁端部に柿釉が施されており、外面には油煤痕とその剥ぎ取り痕が残る。

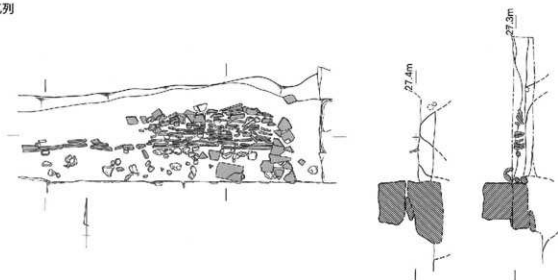
第1b層 2～4は泥面子である。2は蓑笠を被る人面、3は一部が黒く彩色された茄子である。4は宝珠と考えられる。5は土師質土器の炮烙である。外面の一部にタタキ調整痕が残る、外面上部にススが付着する。江戸時代のもと考えられる。6は京焼系陶磁器の蓋である。7は磁器の染付小皿で、型紙摺りの近代のものである。8は肥前磁器の染付碗である。

第2層 9～13は肥前磁器である。9は端反碗、10・11は丸碗で、11は二重網目文をもつ。12は碗で、内面に櫛状工具による刺突が施されており、これより下部は蛇の目軸刺ぎにより露胎している。18世紀中頃～後半のもと考えられる。13は染付皿で、18世紀初頭のもと考えられる。14・15は磁器である。14は染付皿で、内面に型紙摺りの環珞文を有する近代のものである。15は染付碗で、B2区の礎石下部で出土した。16は波佐見焼のくらわんか碗である。

西側瓦列



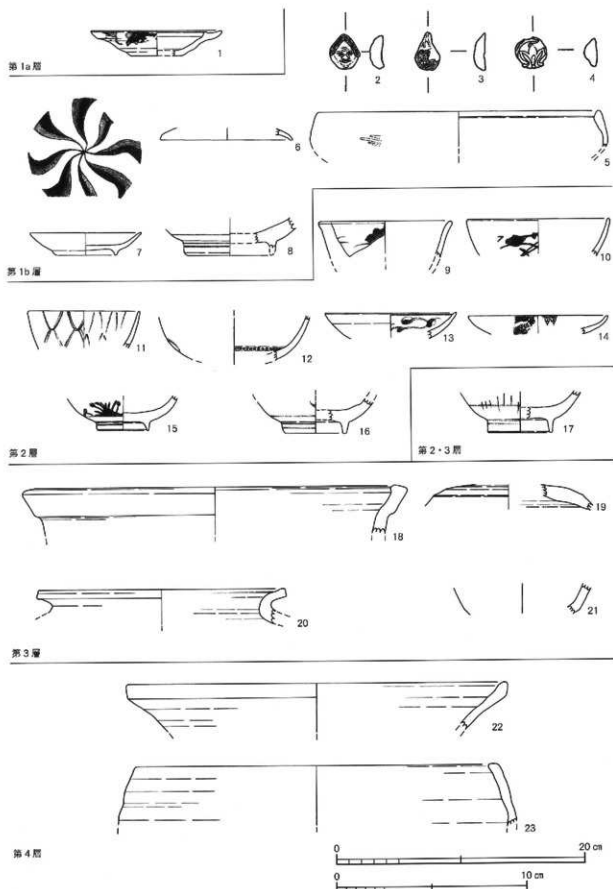
北側瓦列



南側瓦敷き



第24図 瓦列・瓦敷き平面図・断面図 1/30



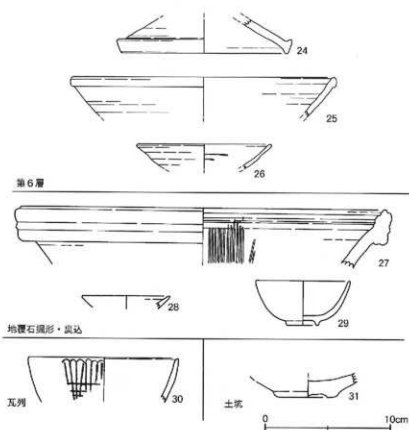
第25図 出土遺物実測図(1) 1/3(※2~4のみ1/2)

第2・3層 17は磁器の染付碗で、B2区の礎石下で出土した。

第3層 18～20は須恵器である。18は大甕と考えられる。19は坏蓋である。20は東播系須恵器甕で、B3区の礎石下で出土した。21は青磁碗である。

第4層 22は東播系須恵器の捏鉢である。中世土器研究会事務局の編年ではB1b古類に属すると考えられる〔中世土器研究会2015〕。23は瓦質土器の羽釜である。14世紀頃のものと考えられる。

第6層 24は弥生土器で、凹縁をもつ第IV様式の器台である。円形の透し孔を有する。25は東播系須恵器の捏鉢で、B1b古類の属するが、22よりも古いものと考えられる。26は瓦器碗である。



第26図 出土遺物実測図(2) 1/3

地覆石掘形・裏込 27～29は地覆石の掘形または裏込の掘削中に出土したものである。先述のとおり、地覆石は、建築基盤層である第2層を掘削して設けた溝に設置し、掘り上げた土で埋め戻されているが、出土遺物には幕末から近代の混入も見られた。27は陶器の捏鉢で、台所拡張部から出土した。28は土師質土器の小皿で、柿軸が施されており、18世紀末頃以降のものと考えられる。29は肥前磁器の染付小碗で、地覆石掘形から出土した。18世紀末頃のものと考えられる。その他、近代の染付陶器の猪口なども出土している。

瓦列 30は青磁碗で、西側瓦列の撤去土より出土した。

土坑 31はトモベヤ下層の土坑から出土した、唐津焼の皿で、内面に灰軸が施される。

カマド状遺構 32～44は五右衛門風呂跡と推定しているカマド状遺構の埋土に含まれていたものである(図版10)。32は大谷焼陶器の大甕で、川砂層の下層部で検出した。底部4片と胴部3片が出土している。内面には多量の石灰分が付着しており、便所甕として使用されたものである。33も大谷焼陶器の大甕であるが、32とは焼成が異なる。川砂層の上層部で検出した。34・35は陶器で、34は土鍋か行平の蓋と考えられる。35は行平である。36は京焼系陶器の小皿と考えられる。37～41は染付磁器である。37・38は幕末から近代の碗で、39は小皿である。40は江戸時代後期から幕末の鉢である。41は盃で、呉須はベル藍である。42は磁器の碗で、内面に型紙摺りの環珞文を有する近代のものである。43は肥前磁器の青磁染付の筒形碗で、18世紀後半のものと考えられる。44は軽石で、径1cm程度の小穴が貫通している。

第4章 まとめ

今回の発掘調査は、現存していた18世紀代の建物を解体後、時を経ずして発掘調査するというあまり例をみないケースである。このため、本調査では建築構造を把握した上で、下部に残された遺構を検討することができ、その結果、土間や礎石に伴う土器類や下層遺構から出土した遺物、周辺で出土した瓦類を手がかりに、本住宅の建築時期を考古学的手法で検討することができた。

第1章及び第2章で述べたとおり、神戸大学工学部建築史研究室の建築構造の調査により、本住宅の建築年代は、18世紀後半～19世紀初頭であることが推定されていた。そのような中、考古学的検討の上で重要な情報となるのは、建築基盤層である第2層に包含される遺物の年代と、基礎遺構である地覆石掘形及び裏込から出土する遺物の年代であるが、これらの遺物は、19世紀代のものを少量含むが18世紀代のものが中心であり、20世紀に下るものは含まない。このことから、第2層の堆積時期は、18世紀頃と推測できる。さらに、第2層上面の出土遺物には18世紀後半の遺物が顕著に認められることから、建築年代はこれをさかのぼらないということになる。これらの結果により、小阪家住宅の建築年代は、18世紀後半から末頃と推測できる。

また、今回の発掘調査では、コタツやイタノマ、トモベヤ、瓦列など、本住宅の改築に伴う遺構を多く検出した。これらの同時期性や改築の時期まではわからなかったが、本住宅を研究する上で、建築構造と合わせて検討するために重要な情報であると考えられる。

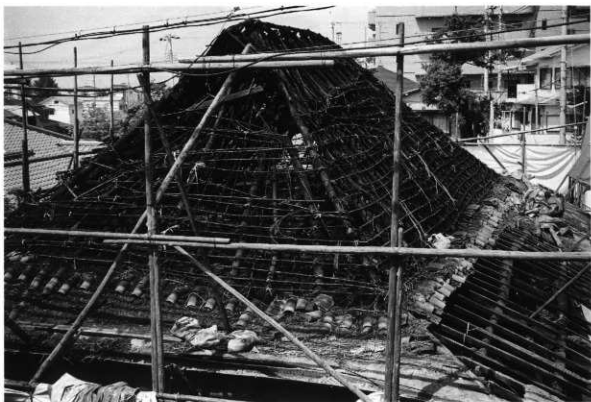
今回の発掘調査の結果、小阪家住宅はおそらく18世紀末頃までには構築されたものであり、その後改修の手が各所に加わっていることが判明した。

引用・参考文献

- 芦屋市教育委員会 2008『平成13年度国庫補助事業（2）芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書—市内遺跡及び震災復興に伴う埋蔵文化財緊急確認・本発掘調査の結果—芦屋廃寺遺跡（第74・75・77・79地点） 寺田遺跡（第143地点） 六条遺跡（第43地点） 津知遺跡（第43・69地点） 大原遺跡（第45地点） 打出岸造り遺跡（第35地点）』（芦屋市文化財調査報告第72集）
- 芦屋市教育委員会 2014『平成8年度国庫補助事業（2）芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書—阪神・淡路大震災復興・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査—芦屋廃寺遺跡（乙地点） 芦屋廃寺遺跡（第45地点） 芦屋廃寺遺跡（第49地点） 寺田遺跡（第77地点） 寺田遺跡（第89地点） 寺田遺跡（第90地点） 打出小館遺跡（第22地点）』（芦屋市文化財調査報告第97集）
- 芦屋市役所 1971『新修芦屋市史』本篇
- 神戸市歴史的建造物調査会・神戸市教育委員会 編 1993『神戸の茅葺民家・寺社・民家集落：神戸市歴史的建造物実態調査報告書』
- 清水靖夫 編 1995『明治前期・昭和前期 神戸都市地図』柏書房
- 中世土器研究会 編 2015『東播系須恵器鉢の分類と編年』『中近世土器の基礎研究』26（東播系須恵器—編年と分布から考える—）
- 辻 康男 2002『地理的環境』『若宮遺跡（第3・4・10・11・16・17・25・31・32・33・34地点）発掘調査報告書—若宮地区住環境整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の成果—』（芦屋市文化財調査報告第38集） 芦屋市・芦屋市教育委員会
- 辻 康男 2003『遺跡をとりまく自然環境』『津知遺跡第142地点ほか発掘調査報告書—西部第二地区震災復興土地画整理事業に伴う震災復興調査の成果—』（芦屋市文化財調査報告第46集） 芦屋市教育委員会
- 辻 康男・矢作健二・辻本裕也・田中義文・バリノ・サーヴェイ株式会社 2003『付編 芦屋市内に所在する考古遺跡の自然科学分析』『平成12・13年度国庫補助事業 寺田遺跡（第128地点）発掘調査報告書—集落東端部の様相と知見—』（芦屋市文化財調査報告第47集） 芦屋市教育委員会
- 坪井（郷田）洋文 1955『竊神考』『日本民俗学』2・4
- 奈良国立文化財研究所・神戸市教育委員会 編 1998『東灘・灘・垂水・須磨・北区の民家と寺社 神戸の茅葺民家・寺社・民家集落：神戸市歴史的建造物実態調査報告書／神戸市歴史的建造物調査会・神戸市教育委員会編 補遺編』
- 和歌森太郎 1950『カマド神』『日本歴史』3・5（『神ごとのなかの日本人』 弘文堂 1972）

写真図版

PLATE



解体調査風景 (1)



解体調査風景 (2)



解体調査風景 (3)



解体調査風景 (4)



解体調査風景 (5)



調査前現況（西半）（北から）



調査前現況（東半）（北から）



完掘状況（全景）（北東から）



完掘状況（西半）（北東から）



地覆石北列（北から）



地覆石南列（南東から）



地覆石西列（南西から）



C1区 地覆石矢穴痕



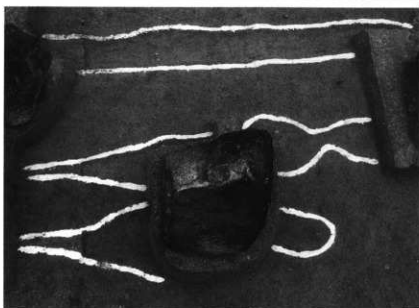
C2区 地覆石番付墨書



トモベヤ礎石（西から）



コタツ（北東から）



C2区 唐鞆痕（北から）



カマド（南から）



土間北半の土坑（西から）



トモベヤ下層土坑(南から)



カマド状遺構（北から）



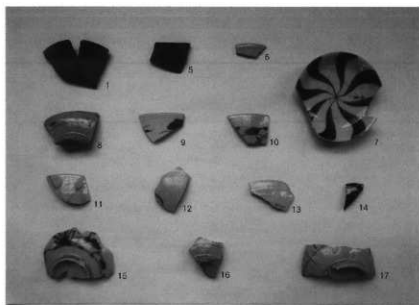
西側瓦列（東から）



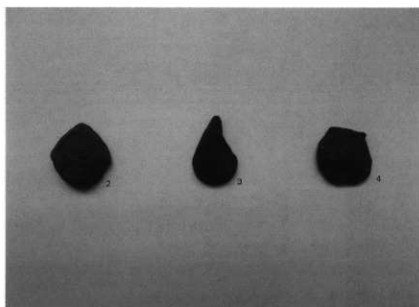
南側瓦敷き（南から）



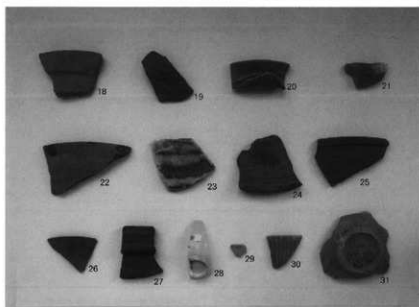
C3区 噴砂検出状況（南東から）



第 1a・1b・2層出土遺物



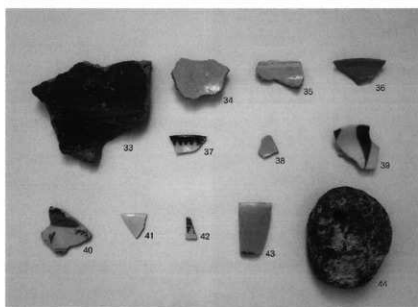
第 1b層出土 土面子



第 3・4・6層出土遺物



カマド状遺構出土遺物 (1)



カマド状遺構出土遺物 (2-1)



カマド状遺構出土遺物 (2-2)

報告書抄録

ふりがな	あしやししていぶんかざい こさかけじゅうたくはつつちょうさほうこくしょ
書名	芦屋市指定文化財 小阪家住宅発掘調査報告書
副書名	
巻次	
シリーズ名	芦屋市文化財調査報告
シリーズ番号	第111集
編著者名	(編集・執筆) 森山由香里 (執筆) 森岡秀人・木南アツ子
編集機関	芦屋市教育委員会
所在地	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL. 0797-38-2115
発行年月日	2018年(平成30年)2月28日

所収遺跡名		芦屋市指定文化財 小阪家住宅		発掘調査担当者		森岡秀人・木南アツ子	
所在地		兵庫県芦屋市三條町165番地					
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因	
市町村	遺跡番号	34度73分45秒	135度29分63秒	19960805～ 19961021	158.2㎡	芦屋市指定文化財小阪家住宅の解体	
28206							
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項		
芦屋市指定文化財小阪家住宅	その他の遺跡	江戸時代・近現代	地覆石・礎石・コタツ・土間・カマド・土坑・カマド状遺構・瓦列・瓦敷	弥生土器・土師器・須恵器・瓦器・陶器・磁器・土師質土器・瓦質土器・瓦・土製品・鉄製品など	宝永4年(1707)の宝永南海地震に伴う地震痕跡(噴砂)を検出した。		
要約		芦屋市指定文化財・小阪家住宅は、江戸時代に尼崎藩領下の三條村において庄屋を担った旧家・小阪家の住宅である。同住宅は、平成7年(1995)1月17日に発生した阪神・淡路大震災により全壊し、解体することとなったため、移築復原を前提とした住宅に伴う遺構の発掘調査を実施した。調査の結果、建物の基礎である地覆石及び礎石や、改築に伴う遺構を検出した。また、建築基礎層である第2層包含遺物の年代から、同住宅の建築年代が18世紀後半から末頃であると推測した。このほか、宝永4年(1707)の宝永南海地震に伴う地震痕跡(噴砂)を検出した。					

芦屋市文化財調査報告 第111集

芦屋市指定文化財
小阪家住宅発掘調査報告書

平成30年(2018)2月28日 印刷発行

発 行 芦屋市教育委員会

〒659-8501 兵庫県芦屋市鞘道町7番6号

T E L. 0797-38-2115

印 刷 株式会社 旭成社

〒651-0094 兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町1丁目5番9号

T E L. 078-222-5800

